

富里市合併処理浄化槽等修繕工事補助金交付要綱

(昭和62年3月27日告示第14号)

改正 平成3年4月1日告示第37号 平成3年11月18日告示第69号
平成11年3月25日告示第29号 平成19年3月30日告示第114号
平成22年1月26日告示第11号 平成25年3月25日告示第53号
平成28年3月28日告示第46号 平成31年3月18日告示第55号
令和4年3月31日告示第69号 令和5年3月14日告示第30号
令和5年3月22日告示第43号

(目的)

第1条 市長は、合併処理浄化槽等を地域団体が適正に管理運営されることにより、河川の水質汚濁が防止されることを目的とし、地域団体が行う合併処理浄化槽等の計画的な修繕工事及び緊急的な修繕工事に補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域団体 自治会及び管理組合等で地域住民の福祉向上を目的とした団体をいう。
- (2) 合併処理浄化槽等 民間の宅地開発事業により設置された処理対象人員51人以上の合併処理浄化槽であって、道路に埋設された污水本管により集められた污水を処理するために設置された浄化槽本体及び污水本管をいう。
- (3) 浄化槽本体 沈砂槽、調整槽、ばっ気槽、沈殿槽又は消毒槽等の污水処理施設並びに浄化、消毒、脱臭又は計量等に必要なポンプ、ブロワー又は送風管等の設備をいう。
- (4) 污水本管 各戸から発生した污水を集め浄化槽に送る目的で設置された管渠等をいう。ただし、取出し管及び宅地内配管を除く。
- (5) 計画的な修繕工事 老朽化した合併処理浄化槽等について、故障等の発生による稼働停止を防ぐために計画的に行う修繕工事をいう。
- (6) 緊急的な修繕工事 突発的な故障の発生により稼働に支障を来した合併処理浄化槽等について、その稼働を回復させるために緊急的に行う修繕工事をいう。

(補助の対象)

第3条 市長は、市内において、合併処理浄化槽等を維持管理している地域団体に対し、その施設の修繕工事をする場合は、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、計画的な修繕工事をする場合の補助金の交付は、年1回に限る。

2 補助の対象とする経費は、合併処理浄化槽等の修繕工事に要する経費であって、その総額が50万円以上の場合とする。ただし、汚泥くみ取り及び槽内洗浄等（合併処理浄化槽の修繕工事に併せて行う場合を含む。）の経費を除く。

（補助金の交付基準及び補助額）

第4条 補助金の交付基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の額は、補助の対象とする経費の3分の1の額とし、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として交付するものとする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

区 分		限 度 額
浄 化 槽 本 体	10,000,000円以下の金額	1,500,000円
	10,000,000円を超え 20,000,000円以下の金額	3,000,000円
	20,000,000円を超える金額	4,500,000円
	汚 水 本 管	1,000,000円

(2) 補助を受けた修繕工事に係る部分は5年間対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は補助対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（暴力団密接関係者）

第5条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、前条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする地域団体は、事前に市長に対し、計画的な修繕工事にあつては修繕工事に着手する前で、かつ、原則として4月20日までに、緊急的な修繕工事にあつては緊急的な修繕工事が必要となったときまでに、合併処理浄化槽等修繕工事補助金交付申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

（補助金交付額の決定）

第7条 市長は、前条の申請内容を審査し適正と認めたときは、合併処理浄化槽等修繕工事補助金補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第8条 補助事業者は、前条の補助金交付額の通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、合併処理浄化槽等修繕工事補助金変更承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、合併処理浄化槽等修繕工事補助金変更承認通知書（別記第4号様式）により通知するものとし、変更承認通知書をもって新たに決定通知書による通知がなされたものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助金に係る事業が完了したときは、その終了した日

から起算して30日以内に合併処理浄化槽等修繕工事補助金実績報告書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、工事内容等を審査し適正と認めるときは、補助金の交付を確定し、合併処理浄化槽等修繕工事補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付請求書）

第11条 前条の補助金交付確定通知書を受領した後、補助金の交付を受けようとするときは、合併処理浄化槽等修繕工事補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出するものとする。

（目的達成の義務）

第12条 補助金の交付を受けた地域団体は、合併処理浄化槽等の機能保持に努めなければならない。

（補助金交付の取消し及び返還）

第13条 市長は、この要綱の規定に違反したとき及び不正の手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、補助金の決定を取り消し、既に補助金を交付した場合にあっては、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成3年4月1日告示第37号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成3年11月18日告示第69号）

この告示は、公示の日から施行し、平成3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成11年3月25日告示第29号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第114号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月26日告示第11号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日告示第53号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第46号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日告示第55号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第69号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日告示第43号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

合併処理浄化槽等修繕工事補助金交付申請書

年 月 日

富里市長

様

団 体 名

代表者住所

氏 名

⑩

下記のとおり合併処理浄化槽等の修繕工事をしたいので、富里市合併処理浄化槽等修繕工事補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 工事概要

2 工事価格

円

3 工事期間

年

月

日

～

年

月

日

4 工事種別（いずれかを○で囲む）

計画的な修繕

・

緊急的な修繕

添付書類

1 見積書（内訳書一式）

2 修繕、機器詳細図

3 工程表

4 修繕工事箇所の現況写真

第2号様式（第7条関係）

指 令 第 号
年 月 日

様

富里市長



合併処理浄化槽等修繕工事補助金補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽等の修繕工事については、富里市合併処理浄化槽等修繕工事補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付額を決定します。

記

補助金交付決定額 金 円

第3号様式（第8条関係）

合併処理浄化槽等修繕工事補助金変更承認申請書

年 月 日

富里市長

様

団 体 名

代表者住所

氏 名

⑩

年 月 日付け指令第 号で補助金交付額の通知のあった合併処理浄化槽等修繕工事について、下記のとおり変更したいので、富里市合併処理浄化槽等修繕工事補助金交付要綱第8条の規定により承認くださるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画書

第 4 号様式（第 8 条関係）

指 令 第 号
年 月 日

様

富里市長

印

合併処理浄化槽等修繕工事補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった合併処理浄化槽等の修繕工事については、富里市合併処理浄化槽等修繕工事補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり変更することを承認します。

記

第5号様式（第9条関係）

合併処理浄化槽等修繕工事補助金実績報告書

年 月 日

富里市長 様

団 体 名

代表者住所

氏 名

⑩

年 月 日付け指令第 号で交付額の決定通知を受けた
合併処理浄化槽等修繕工事が完了したので、富里市合併処理浄化槽等修繕工事
補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 工事完了年月日 年 月 日
- 3 添 付 書 類 検査済書

第6号様式（第10条関係）

達 第 号
年 月 日

様

富里市長



合併処理浄化槽等修繕工事補助金交付確定通知書

年 月 日付で報告のあった合併処理浄化槽等の修繕工事については、富里市合併処理浄化槽等修繕工事補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金確定交付額 金 円

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

合併処理浄化槽等修繕工事補助金交付請求書

富里市長 様

団 体 名

代表者住所

氏 名

⑩

年 月 日付け達第 号で額の確定のあった補助金を富里市合併処理浄化槽等修繕工事補助金交付要綱第11条の規定により請求します。

記

金

円